

2011年3月18日  
 日本郵政株式会社  
 郵便局株式会社  
 株式会社ゆうちょ銀行

## 東北地方太平洋沖地震に伴う郵便局・店舗の臨時営業等について

東北地方太平洋沖地震による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵政グループでは、被災された皆さまに可能な限りサービスをご提供するため、東北地方にある計 20 店舗の郵便局・ゆうちょ銀行において臨時営業を行いますので、下記 1 のとおりお知らせいたします。

また、東北地方の A T M の稼働については、下記 2 のとおりです。

### 記

#### 1 臨時営業

##### (1) 実施日時

- ・平成 23 年 3 月 19 日(土) (窓口営業時間:12:00~15:00)
- ・平成 23 年 3 月 20 日(日) (窓口営業時間:12:00~15:00)
- ・平成 23 年 3 月 21 日(月・休) (窓口営業時間:12:00~15:00)

##### (2) 実施店舗 (計 20 店舗) (諸事情により営業できない場合がございます)

県名	郵便局・店舗名	住所
青森県	八戸西郵便局	青森県八戸市長苗代二日市 4-1
	ゆうちょ銀行青森店	青森県青森市堤町 1-7-24
	ゆうちょ銀行八戸店	青森県八戸市城下 4-25-9
岩手県	遠野郵便局	岩手県遠野市中央通り 6-10
	久慈郵便局	岩手県久慈市中の橋 1-44
	宮古郵便局	岩手県宮古市栄町 1-7
	ゆうちょ銀行盛岡店	岩手県盛岡市中央通 1-13-45
宮城県	仙台中央郵便局	宮城県仙台市青葉区北目町 1-7
	泉郵便局	宮城県仙台市泉区将監 8-10-3
	岩沼郵便局	宮城県岩沼市桜 3-5-3
	ゆうちょ銀行仙台支店	宮城県仙台市青葉区一番町 1-3-3
秋田県	秋田中央郵便局	秋田県秋田市保戸野鉄砲町 5-1
	ゆうちょ銀行秋田店	秋田県秋田市中通 2-2-15
山形県	山形駅前郵便局	山形県山形市香澄町 1-15-32
	ゆうちょ銀行山形店	山形県山形市十日町 1-7-24
福島県	白河郵便局	福島県白河市天神町 78-1
	須賀川郵便局	福島県須賀川市上北町 1-11
	会津若松郵便局	福島県会津若松市中央 1-2-17
	ゆうちょ銀行福島店	福島県福島市森合町 10-30
	ゆうちょ銀行郡山店	福島県郡山市清水台 2-13-21

### (3) 取扱内容

被災者の皆さまに対する非常取扱い

(通帳・証書等や印章を無くされた方に対する、おひとりさま 20 万円を限度とした通常貯金の払戻しなど)

## 2 ATMの稼働

(1) 主な時間 (実際の稼働の有無・時間はATMによって異なります)

平成 23 年 3 月 19 日(土)	9:00~12:30
平成 23 年 3 月 20 日(日)	9:00~17:00
平成 23 年 3 月 21 日(月・休)	9:00~17:00

(2) 主なサービス内容 (実際のサービス内容はATMや曜日によって異なります)

1. 通常貯金の預入・払戻し、残高照会、通帳記入、定額・定期貯金の預入
2. ATM・CD提携サービス
3. 通常払込み、ゆうちょ Pay-easy(ペイジー)サービス
4. 電信振替(ゆうちょ銀行口座間の送金)
5. 振込(他の金融機関口座への送金) など

(3) その他

- ・故障・停電や現金切れの場合などにはご利用いただけないこともあります。
- ・個別の稼働状況はゆうちょ銀行Webサイトでお知らせいたします。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便局株式会社 総務部 広報室(報道担当) 電話: 03-3504-4127(直通) FAX: 03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666(有料) 〔受付時間: 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00〕
株式会社ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門広報部(報道担当) 電話: 03-3504-4440(直通) FAX: 03-3580-6799	ゆうちょコールセンター 0120-108420 〔受付時間: 平日 8:30~21:00 土・日・休日 9:00~17:00〕 12/31~1/3

(参考)

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取 扱 期 間	取 扱 期 間	
1	取り扱いの内容 通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・ 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し ・ 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し ・ 民営化前に預入された定額郵便貯金及び定期郵便貯金を担保とした貸付け ・ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し ※ おひとりさま 20 万円まで	平成 23 年 3 月 14 日 (月) から	
2	・ 定額貯金の据置期間 (6 か月) 内の払戻し ・ 定期貯金の預入期間内の払戻し ・ 民営化前に預入された定期郵便貯金の預入期間内の払戻し		
3	被災により汚れた紙幣の引換え		
4	国債を紛失した場合のご相談対応 (簡易郵便局を除きます。)		

※通帳・証書等をなくされた場合には、保証書及び連帯保証人が必要となります。